

Title	オストラキスモスの時代的考察
Sub Title	Ostracism and its historical background
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1949
Jtitle	史学 Vol.24, No.1 (1949. 10) ,p.100- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19491000-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

オストラキスモスの時代的考察

森岡敬一郎

オストラキスモス (Ostrakismos) の制度はアテーナイ個々の制度であつた。(Cambridge Ancient History Vol. V p. 153) シュラクサイ (Diod. XI. 86. 87) アルゴス、ミールトス、メガラ、(Arist. Pol. V. 2. 18) にも後には類似の制度が存在したのであつたが、其はいづれもアテーナイの制度を模倣したに過ぎなかつた。(Op. cit. p. 151) 此所で取上げたいのは勿論アテーナイの制度である。

アテーナイで此のオストラキスモスを初めて採用したのはクレイステネースであつたと思はれる。アリストテレスの著作である「アテーナイ人の國制」(以下の引用に於ては A.P. とす) に依れば、此の制度を規定した所の「オストラキスモスに関する法」はクレイステネースの立法事業の一部をなすものであつた。(A.P. XXXII. 1.)

古来ギリシヤに於ては或一改革者の行ふ立法は此を数年に分割して發布することは行はれず、一回に全部を發

布することが例であつたと言はれてゐる。従つてクレイステネースの改革事業が紀元前五〇七年に行はれたものである以上、此の制度の制定も同じく紀元前五〇七年にあつたとすべきであらう。しかし乍ら此の制度が実際に採用せられた最初の例は紀元四八八/七年のヒッパルコス⁸⁸⁴の追放である。従つてこの制度の制定よりその実施に至るまでに二十年の歳月がある。従つて此の空白を説明する為に幾多の見解が發表せられた。例へば J. Beloch はアンドロテイオンの断簡 (Fr. 565, c.f. Busolt-Swoboda, griechische Staatskunde, Bd. II, 884) に拠つてこの制度が紀元前四八八年に制定せられたと見るに對し、(Griechische Geschichte, Bd. I, II, S. 332) Otto Seeck は、アリストテレスの伝へる追放者が紀元前四八一/〇年に行はれた赦免によつて歸國したもののみの事であり、従つてヒッパルコスも最初の追放者ではなかつたと言ふのである。(Klio. IV. S. 300) 前説の根拠

たるアンドロテイオンの断簡がアリストテレスの著作の
持つ史料的价值に匹敵し得るものなるか否かに關しては
相当疑問の余地がある。特に注意すべきは此の断簡がア
リストテレスを模写した形跡の歴然たることであつて
一の独立した価値を持つか否かも疑はしいと言はれてゐ
る。(Busolt-Swoboda o. p. S. 883
J. Carcopino. L' Ostracisme athenien. p. 25.) 又
後者即ち Seck の説も一の推測の域を出でない。此等
両説の根柢にあるものは一の制度の制定と実施との間の
空白期間を埋めようとする意図に他ならない。しかし
Busolt も考へてゐる如くかかる空白の存在する例は他に
も見出される所であり、又他に充分な根拠も存在しない
以上アリストテレスの記載に依つて此の制定は紀元前
五〇七年であり、此の最初の実施を見る迄の空白期間は
対ペルシャの危機に原因するもの (A. P. XXII. 3) と考へ
たらよゝであらう。(Busolt. o. p. s. 884.
Glotz. La cite grecque. p. 199)

扱、此の制度はいかなる政治的環境を背景として生れ
たのであらうか。紀元前五〇七年当時のアルコオンであ
つた寡頭派の領袖イサゴラスは古き貴族政治復活の為に
スパルター王クレオメネースの軍事的援助を受け、「民衆
の指導者」たるクレイステネースを初め七十家族を都市
より追放し古き寡頭政治の復活を計つた。(A. P. XXI. 1.)
(Her. V. 70.)
しかし此のクレーダターは既にペイストラトスの治下を

通じて強力な存在となつてゐた庶民の、特に商工業階級
の実力を見誤つたものであり、又一般庶民の貴族政治へ
の反感と、アテーナイの自立性を喪う惧のあるスパルテ
ーから軍事的援助を受けた事に対する反感とは、容易に
クレイステネース一派の反撃を可能にし、反つてイサゴ
ラスの企図は失敗に歸したのであつた。(A. P.) かくて
クレイステネース初め追放者は母市アテーナイに呼び還
され、政治の主導権はクレイステネースの手に移る事と
なつた。彼は紀元前五〇七年ソローンの伝統に則し、更
に其を發展せしめた一大改革を断行し、紀元前五世紀の
都市國家アテーナイの基礎を礎いたのであつた。(Glotz.
Histoire grecque. t. I. p. p. 467 ff.) 此の新生の制度に対
して彼の感じた最大の危機は前の僭主ペイストラトス
家の僭主政治恢復の運動であつたと思はれる。イサゴラ
スのクレーダターの失敗後クレイステネースの行つた徹底
的な追放に依つて寡頭派は其の勢力を喪失してゐたに反
し、ペイストラトスの子ヒッピアスは國外にあつて入
國の機会を狙ひ、新生の制度の転覆を策してゐたのみな
らず、都市内部に於てすら其の一派の策謀には無視し得
ぬものがあつた。この僭主政治の恢復を目ざすペイシス
トラトスの一派の勢力増大の危険より新生の都市國家を
保護し、其の順調な成長を可能ならしむる為に設けられ

たのが此のオストラキスモスの制度であつた。即ちこの制度は直接僭主政治の關係なき者と看做されてアテーナイに滞留することを許されたペイシストラトス家の者の内での指導者であり又僭主政治恢復の運動の主要人物であつたヒッパルコースを直接の目標として制定せられたものであり、(A.P. XXII.4) 紀元前四八八—七年此のヒッパルコースの追放せられて後、翌紀元前四八七六年に追放せられたメガクレースも (Lysias. XIV. 39 Psed.-Andoc. IV. 34) 翌々年追放せられたアルキビアデース (A.P. XXII.3) も共にペイシストラトスの一味徒党であつた。扱、紀元前四八五—四年、ペイシストラトス家とは無縁のクサンテッポスなる者の追放された事実を記すに当つて、アリストテレースが特にこの制度の性格の變化せることを断つてゐる事實を注意しなければならぬ。(A.P. XXII.6)

要するに此の制度創設の本来の目標は僭主政治復活運動の中心となるべきペイシストラトス家の勢力破壊にあり、此の意味に於ては此の制度は「氏族に対する法」(nomos eis genei) であつたと言はれる。(Glotz. Le droit criminel. p. 484.) 其所には氏族間の鬭争と云ふ氏族制社会特有の性格が秘められてゐるのである。

クレイステネースの改革は血縁に依つて結ばれた氏族を國家の政治組織の埒内より駆逐し、新に地域性に準拠

するデーモスを單位とする新しい都市國家組織を樹立することであつた。此は先のソロンの改革を更に一歩前進させたものである。此の反氏族的な改革の完遂を可能にしたものは、一般庶民の、特に商工業者の力であつた。彼によつて新に十部族の内に編入せられた新市民の力こそ此の新制度の支柱であつたと思はれる。従つて此の新しい政治組織擁護の爲の処置として採用せられた、オストラキスモスの制度の性格も、市民的な、民主的なものたらざるを得なかつたであらう。此の点はオストラキスモスの機構を通じて明瞭に看取される所である。

オストラキスモスに於て決定権を有したものは、市民であり、市民の総意であつた。オストラキスモスは一年一回しか実施されない。先づ第一に陶片オストラカに依る投票を実施すべきか否かが問はれるのである。即ち第六のプリュタネイアの「通常民会クリアエクレシヤ」に於て、当年投票を実施すべきか否かに關して票決が行はれる。此をエペクイロトニア (epicheirotonia) と稱した。(A.P. XI. VII. 5) 又 Carcopino は Wilamowitz-Moellendorf に拠つて此のエペクイロトニアなる語の動詞形である epikheinotonein なる語には、(一)、挙手投票する。—— psepsizomai (小石、後には青銅製の投票器具を用ゐて投票する。) に対する語。—— (二)、予備的討議なく挙手投票する。との広狹兩義あると言つて

居るが、多くの史料を通じて此の民会の討論の様相を伝へたと思はれるものが存在もないのであるから、従つてアリストテレースが「市民が」第六のプリュタネイアに於て陶片追放を行ふ可きか否かに関して挙手票決する」(A.P. XLIII.5.)と言ふ時、この epikheironomia なる語は「J. Carcopino の云ふ第二の意味に解するべきであらう」(Carcopino. op. cit. p. 63)

又プリュタネイアの断簡 (Fr. 79f.) は、此の如く民会に於て市民が陶片追放実施の可否を決する事を現はす為には prokheironomia なる語を用ひてゐる。此の語は普通には epikheironomia の誤りとされてゐるのであるが、然し尙検討を要すべき問題の様に思はれる。J. Carcopino に拠れば、アテーナイの慣例に於ては、原則的には民会に提出されるべき議案は合て予め評議会によつて検討される必要があつた。(A.P. XLVI.4.) しかし此の原則に反して民会が評議会の先議を経ることなく、自ら発意し議決を行ふ場合もあつた。此の如き審議方法が prokheironomia と呼ばれたのである (Wilamowitz-Moellendorf, Aristoteles und Athen. Bd. II, S. 253, 256.) 従つてプリュタネイアが特に prokheironomia なる動詞を用ひてゐるのは此の epikheironomia にあつても評議会の先議を経ることなく、プリュタネイアが法の規定に従つて自動的に議案を上呈し得た点を特に表はさうとして

あるのではなからうかと言ふのである。更に彼は此の epikheironomia は法 (nomos) の規定によつて行はれるものであり、アテーナイに於ては法は全てに優先するものであつた故に、此の場合にも評議会の意志が問題とされる必要がなかつたのも不思議はないとして、以上の見解を強調してゐるのである。(op. cit. p. 59.) 此の説を承誌すをならば、市民より一應遮断された評議会の意志は問題とせられず、全ての市民の出席し得る民会が全ての決定権を有したと云ふことになる。

又、このエピケイロトニアに於て賛成の票決が得られた場合には、第六のプリュタネイア以後第八のプリュタネイア以前の吉日を選び (A.P. XLV.4. Philochoros, Fr. 79b.) 愈々陶片による投票が行はれる。此をオストラコプリア (ostrakophoria) と称した。(Pollux. V. II. 20.) 此は全市民が投票すべきものであり、この意味に於て一の民会なのであるが、通例の民会の如くプニックスの丘には開催せられず、アゴラには、部族毎に計十箇の入口が設けられた柵が構へられ、各市民はポリスの安寧に害ありと思ふ市民の名を陶片に記して、部族別に夫々の入口より入つて投票したのである。(Plut. Aristides V. II.) 此の投票の絶果「若し六千票あつた場合には、十年間の追放が決定される」(ekskathishion de ginomenon phy-

ge dekaetes psephizetai tou krinomenou (Elyn. magn. V.
eksostraktismos. ed. Gaisford. p. 349. 15.) と言はれてゐる。此の表現は極めて不明確であり、六千票が有効なる投票総数を意味したるものなるか、又は一人に対する投票総数の最低限を表はしてゐるのかは全く不明である。更に古典の記載もこの点に関しては一致せず、従つて近代の研究者にあつても此の二の立場が並存してゐるのである。しかし乍ら六千票を総投票数と見る場合には、投票が二人以上に分散した時には、全体の比較的少数の投票しか得ない者が追放せられることもあり得るし、又追放せられる者と追放を免るる者との差が僅に一票である場合もあり得よう。又他の「個人に関する法」(nomoi ep' andri) 例へばアデミア (adeia) の授與の如きが六千人の出席を必要とする民会の議決に依つて有効となることを援用し、此の場合も六千票が投票総数であつたと主張するのであるが、此の論拠とする所が果して事実たるか否かに関しても異論の存在する所である。デーモステネーアの「ティモクラテースに対する抗辯」(kata Timokratous) には明に「先づ此の許可(アデミア)が六千票より少からざる市民の賛成の秘密投票に依つて承認される場合に非ざれば」(ean me psephisamenon Athenaiou ten aderian prōton me elatton eksakiskhilion hois an dokse krybden

psephizomenois) とあり、アデミア、市民権の授與の如きは、全て六千の賛成の投票を必要としたらしい。(J. Carcopino. op. cit. p. p. 99-103). 従つて第二の論拠も不充分なものであらう。又六千票を総投票数としてゐるのはポリュタルコキオースであり。(Arist. V. H.). 此に反して六千票を一人に対する投票数と考へてゐるのポリュタルコキオースである。(Fr. 79b). 此のポリュタルコキオースは断簡であり、又本文は伝つてゐない。此の故に此を根拠とするには相当の非難が加へられるのであるが、尙其と同じ見地に立つものにはポリュタックス (Pollux) アリストプアネース「騎士」の古註 (Scholia in Aristoph. Hippias) がある。此等後世の著作家は何故にポリュタルコキオースによらずポリュタルコキオースに從つたのであらうか。(J. Carcopino. op. cit. p. 97) 以上の大体 Carcopino の述べる所であるが、彼の批判に從つて従来有力である総投票数説が必しも充分なものでない事が明瞭になつたと思ふ。現在の所では Carcopino の主張する六千票を一人に対する投票数に從ふべきではないかと思ふ。

しからば此の Carcopino 説に從ふとすれば、この六千票が一人に対して投票したとは何を意味するものであつたらうか。

此の當時のアテーナイの人口に関しては極めて大膽な

推測の域を出でないが Cavaignac の研究がある。これによれば、紀元前五〇七年に於けるアテーナイ市民の数は一万二千人を超えなかつたと言はれてゐる。(Cavaignac. Les Trésors d'Athènes. p. 160 sqq. ib. Population et capital dans le monde méditerranéen antique. p. p. 54—57.) 従つて六千票とは其の半数であつた。此はオストラキスモスが個人的利害によつて悪用せられる事を防止する処置であり、又其の制度の実施を全体としての市民の意志に依存せしめる配慮に出でたものであつた。

以上述べた如くオストラキスモスの制度は其の機構自体が極めて民主的であつた。其は市民の意志が直接的に表明せられる民会に依つて決定せられたのであり、特権的なアレイオス・パゴスの会議に依つて決定せられたのではなかつた。此の点を特に強調する学者もあり、従つて注意すべき点と思ふ。(A.P. XLVII. 2.) 又此の制度の運営に當つては評議会の先議が必要でなかつたとすれば、其は飽迄も、その運営を民会の内に於て行はんとした故に他ならない。其等に問はれてゐる市民は全て平等に看做された市民であつた。エピケイロトニアに於て討論が許されなかつたのも、此の如き意味に於てであらう。又エピケイロトニア及びオストラコプ^オリアが開催せられた時期にも注意を要する。即ち此の二の民会は第六のプ

リュタネイアと第七のプリュタネイアの両プリュタネイアに行はれたのであるが、第六のプリュタネイアはポセイ^ドンの二十八日に始まり、アンテステリオン^のの四日に終る。又第七のプリュタネイアはアンテステリオン^のの五日に始まりエラプ^エボリオン^のの十一日に終る。此を太陽曆に換算すれば丁度一月中旬より三月末迄の期間に相当する。此の時期はアッティカの農閑期であり、アッティカ地方の農民が最も自由に都町に赴くことの出来た季節であつた。従つて此の時期が選ばれたのは、アッティカの農民の便宜を考へてのことであらう。又投票の材料たる陶片もアッティカに於ては容易に得ることの出来るものであつた。

現在考古学者の努力の結果発見せられた陶片の数は六十二箇に上ると言はれてゐる。(Caro-pino. ^{o.c. p. 82.}) 此等の形態、大いさには一定の規程がない。即ち大なるものは重量三百六十五瓦 (n. 55) に及ぶに反し、小なるものは数瓦 (n. 1. 及 n. 14) に過ぎず、又形態も大体は円形であるが中には複雑にして明状し難き形態を呈するものもある。更に記載の法式も一定してゐない。追放すべき人物の人名と其の父の名を記したものが最も多く、其の父の名とデーモスの名とを共に附記するもの、又デーモスの名のみを附記するものもある。又使用せる文字にも多くの不統一が見られるが、此は方言系統の異なる市民の投票せる事実を

表はすものと Carcopino は見ている。(op. cit. p. 83.) 此の如きは正に此の制度が極めて自由な任意的な方法に依つて行はれ、多くの市民が参加したであらうことを推測せしむるに足るものであらう。アリストテレスが文盲の一農夫の請に依つて自分の名をオストラカに代筆してやつたと言ふ話はプリュートルコスの伝へる所であり (Arist. V. H. Apophth. 196. E.) 又コルネリウス・ネポスも述べてある話であるが (Arist. I.) 此の制度の民主的な一面を示唆するものであらう。

此の如くして所要の六千票を得た者は何等の審理をも必要とせず投票終了後十日以内にアッティカの地を去り十年間は (Platon, Gorgias, 516. D. Plut. Nicias, XIV. Philochoros. Fr. 79b. Scholia. Aristoph. in Vesp. V. 947.) 此の間に特別の赦免の行はるる場合を除き、アテーナイの地に帰國し得なかつた。又後紀元前四八一—〇年以降は追放者の追放中の居住地についても制限が加へられたららう。(A. P. XXII. 8.) 此の場合特に注意すべきは、其の刑の及ぶ範囲が其の個人のみであり、他の者は狹義の者すらも刑に服することのなかつた点である。又其の所有財産は國家に没收せられる事もなく、十年後帰國した場合には再び市民権が恢復せられたのである (Philochoros. Fr. 79b. Scholia. Aristoph. in Vesp. 947.) 此のオストラ

キスモスに依る追放は一般の追放 (atimia) とは異り (A. P. XXII. 8.) 「都市を去つて他の場所に行く」 (methista san ek tes poleos.) (Arist. politica. III. 82.) ことと考へられてゐたに過ぎない。此の追放は著しく刑の軽減せられたことを示すのであり、この故に、一面に於ては極めて危険な、近代の人権思想には程遠いものと考へらるる性格を含みつつも、又他面に於てはアテーナイの刑法思想の向上を示すものとも考へらるるのである。

扱、此の制度の実施より最初の三ヶ年間に、ヒッパルコリス、メガクレリス、アルキビアデスと連続してペイシストラトス家の一党が追放せられた結果、此の制度創設の本来の目的は一應達成せられたものと考へられる。此の後は「他の人達でも有力過ぎると思はれる人達」(A. P. XXII. 6.) を都市國家より遠去ける為の手段として利用せらるるに至つた。此の後のオストラキスモスのアテーナイ政治上に有した意義に關しては、古くは Grote (History of Greece Pt. II. Ch. XXI) 以来多くの研究が発表せられて居り、或は其が議会の信任投票に比べられ政争を平和裡に解決すべき有力な手段であつたと考へられてもゐる。此等の研究には多くの誇大と過大評価とが含まれてゐるが、有力な力な家系を背景とし、富裕な財力と、優れた軍事的経歴とを持ち、其の政策が民衆の支

持を失つた後にも尙強大な影響力を持ち得るやうな政治家が民衆の眞の利害の代表者たる政治家の障害となる時には、其の人物を政治的に無力化する為の手段として用ゐられて来たのであつた。(Carcopino. o. c. p. p. 179—190) 此の意味に於ては、アテーナイの民主政治の發展に積極的な寄與をなしたものと云へよう。しかし此の問題は既に今迄に論じられて来た所であり、本論の当面の對象とする所ではない故に、これ以上触れないで置き度い。此所で取上げ度いのはむしろオストラキスマスの制度創設の當時に於て其が都市國家發展史上に於ていかなる意味を有つたかの点にある。

オストラキスマスの制度は僭主政治樹立の企図を防止する為の手段として設けられたものであつた。僭主なる者がいかに古典期ギリシヤに於て恐れられたかに關しては、プラトーン、アリストテレスの著作を通じて我々が親しく知る所であるが、此の僭主に対する反感は極めて古くより存在したものであつた。即ち古く僭主に対する刑罰は謀叛、通敵行為等と共に國家社会全体に危険を加へる行為と看做され、従つて最高級の刑罰であるアテーミアの刑が課せられたものであつた。(Plotz. Droit Criminel. p. 473)又ソロンも「その皮膚もて革囊を作らんかな。」(Fr. XXIX Anthologia Lyrica. Graec.

μασ)と歌つてゐるのも此の反感がいかに強かつたかを示すものであらう。

元來アテーミアの罰ほど恐るべき刑罰は存在しなかつた。此の刑罰を課せられた者は都市の全ての保護を剝奪せられ、いかなる者も此の追放者 *atimos* を殺害し、虐待し、売却することは自由であつた。(I. J. G. t. II. p. 56) 彼等としては身の安全を図る為には、市域外に逃れ、再び歸國せざるより他に方法がなかつた。従つて彼等には終生の逃亡の生活より残されてゐなかつたのである。

(Scholia Aristoph. in Ves. v. 947) 僭主の場合にあつては此の恐るべき刑罰が唯に彼自身のみならず其の氏族全員にも及ぶのであつた。(cf. A. P. I.) かかるアテーミアの刑罰も後には性格を變へ、單に市民権の喪失を意味する以上のものではなくなつたが、此の氏族が聯帶的に責任を負ふ原則はそのまま傳へられたのであつた。ペイレストラトス時代に制定せられた僭主に対する刑法は次の如く言つてゐる。

「こはアテーナイ人の祖先の掟なり。若し誰か僭主たらんとして立ち、或は僭主政治樹立に興る者あらば彼も亦その一族と共に市民権を喪失すべし。」

又更に後にイサゴラスとクレオメネースとの追放したのは七十家族であつた。(A. P. XX. 3)

此の様に血縁者の聯帶責任が問はれるのは、氏族が強い固な経一体をなし、社会がかかる氏族を中心にして動いてゐたからであらう。都市國家にしても其の基盤が氏族社会にある以上、其の全存在を通じて氏族中心の性格が看取せられる。例へば都市國家の政治組織が一應氏族より切離された後に於ても、或種の犯罪に対して告訴権を有した者が一定の血縁關係にある者に限定されてゐた事実の如は其の一であらう。(P. Vinogradoff. Outline of Historical Jurisprudence. vol II. p. 177) 誠ニ P. Vinogradoff や Henri Francotte の考へる如く所謂都市國家は氏族の聯合体 (the Federation of kindreds (gene)) (Ibid. o. p. p. 85). と 言へる一面を持つてゐるが、しかし單にそれにつきる存在ではなかつた。都市國家が氏族社会を基盤とする限り如上の側面を持つに至ることは当然であらうが、しかし都市國家には、氏族の力を破壊せんとする、氏族社会に対する否定的な動きの存在したことを注意しなければならぬ。此の意味からすれば Fustel de Coulange の「古代國家論」も都市國家の氏族的性格を強調するの余り、氏族社会に対する都市國家の否定的な動きを看過したものと 言はねばならないであらう。都市國家の成長、發展は全てその社会に於ける氏族勢力の尠大なる發展を制止し、一般の福祉を保たん

とする秩序の精神より展開するものであり、概ねその社会に於て成長を遂げた氏族勢力に対しては寧ろ破壊的な動きを示すものと見てよいであらう。此の点を明にする為に暫くアテーナイ國制の發達の跡を辿つて見よう。

アテーナイが國家としての存在を明にするのは、ドラコーンの法制定に始る。此の法は氏族間の私闘に対する規定であり、注意すべき事は、(一)一定の場合以外は私闘を禁じ、國家の法廷に於ける調停に基く示談により事を解決すること、(二)血縁者間に親等の區別を設け、夫々責任の程度と内容を異らしめたことである。此は氏族に対しては大きな拘束であつた。次いで此の改革を更に前進せしめたものはソローンの立法である。彼のセイサクティア、相続に關する立法、遺言の自由の確立は、土地と氏族との關係を断ち、土地の動産化を計らんとする意図に發するものであつた。又親權の制限は、氏族の成員に対する統制力の縮限であり、又、負債による隷民化の廢止は、氏族の勢力の基礎たる隷屬民を氏族の支配より解放することであつた。又社会階級を收入に基かしむることを企てたのは、正に社会の根本原理の変化を意味した。即ち從來の血統に代へるに財産を以つてしたのであり、事実上はともかく、此は誠に本質的な変化であつたと思はれる。ペイシストラトスの僭主政治も都市國

家發展史上に於て重要な意味を持つてゐる。彼の貴族への彈圧は同時に社会への彈圧であつた。特に貴族の所有土地の沒收と其の再分配とはソロンによつて身分的に解放せられた庶民に、特に農民に經濟的基礎を興へるものであつたし、又旧き氏族制を代表する貴族階級の実質的基礎を壞すことであり、又此の時代に見られた著しい商業圏の拡大は商工業者の勢力を増大せしめ、庶民の力を強化したのであつた。最後にクレイステネースに依つて都市國家の政治組織は地域を基礎とするデーモスを單位とすることとなり、少くも表面上、氏族は都市國家の政治よりは切離されることになつた。かくて都市國家は一定地域内に居住する全ての自由人を市民として持つに至つた。以上述べた如く都市國家の成長は全て反氏族的性格を反映してゐる。そして其は同時に個人の氏族からの解放でもあつた。此が古代の民主々義である。古代國家が成長するのは氏族の支配力の縮小、制限に依つてであり其は同時に氏族の支配から個人を解放することでもあつた。此の意味に於て都市國家は民主的な性格を帯びると言へる。(Glotz, La Cité grecque, pp. 137—149)

僭主政樹立の企圖に対して課せられる刑罰に於ても、氏族全体が聯帶責任を負ふ慣例はペイストラトス家の僭主政治崩壞の際に行はれた追放の場合にあつては相当

崩れてゐた。即ちペイストラトス家に屬してゐても、「悪事に加担しなかつた者」は追放の刑を免れ、都市内に引続き居住することを許されて居り(A. P. XXII, 4) 追放せられたのはヒッピアス、ヒッパルコス、テュサロスの三兄弟と、ヒッピアスの五人の嫡子のみに過ぎなかつた。(Thuc. VI 55) 此の事はソロンの改革に依つて、氏族の結合が相当弱められたことを示すものと思はれる。しかしオストラキスモスは此の動きを更に一步前進せしめたものであると言へよう。即ち其所に於ては明白に個人責任の原理が表明せられてゐるからである。此の制度は勿論ペイストラトス家を目差して設けられたものである。其の限りに於ては氏族社会的性格を充分に含むものである。しかしかかる「氏族に対する法」(nomos eis senē) が「個人に対する投票による法」(psephismata ep' andri) の形態を取つた点が重要なのである。

(Glotz, Le droit criminel, p. 484) 其所に於て罪に問はれてゐるのは個人であり個人以外のものではない。そして其の決定権を有したのは市民であつた。この事はオストラキスモスの機構がいかに民主的な性格を帯びてゐたかいかに市民の総意を反映せしむべく構成されてゐたかを考へるならば、肯定し得る所であらう。それは一方に於て血縁者の聯帶性を破壊する所の個人責任の原理を表明

すると共に、又地方に於ては全て平等に考へられた又地域的に結ばれた、市民の全体の意志が問はれてゐる。この故に此の制度は市民の觀念を強調し、市民の意志を他に優越せしむべき性格を有してゐた。この意味に於てオストラキスマスの精神は同時に都市國家の精神に連るものであつた。その意味に於ても、オストラキスマスの制度が都市國家發展史上に於て積極的意義をつものと云ひ得るであらう。

註

アリストテレーヌの「アテーナイ人の国制」の他、オストラキスマスに關しては極めて高い價值を認められてゐるかのペロポネソスの断面 (Fr. 79, b F. H. G. V I, I, 396 所收) 又 Claudius Aelianus. の「雜事異聞集」(poikile historia) 等に同意見である。

文獻

- Jérôme Carcopino, L'Ostracisme athenien,
Gustave Glotz, La cite grecque.
La Soidarité
de la famille dans le droit criminal en
Grèce.
G. Glotz et R. Cohen, Histoire grecque t. I.
t. II.
Cambridge Ancient History vol IV.

- Busolt-Swoboda Griechische Staatskunde.
Bd. II.
K. J. Beloch, Griechische Geschichte Bd I. I. II.
A. Zimmern, Greek Commonwealth.
A. Martin, Ostracismos. (dans le Dictionnaire
des antiquités grecques et romaines, t. I. KI.
Wilamowitz-Moellendorf. Aristoteles und
Athen. 2 Bds.

(一九四八・一〇・一五)